

引受会社候補の募集について

1 提出書類

(1) 引受会社候補の選定に係る応募申込書

(別紙1-1)に、必要事項をご記入ください。

(2) 引受実績等について

(別紙1-2)に、次の事項をご記入ください。

① 政府保証債、財投機関債及び公募地方債の引受（シ団引受等を除く）

平成30年4月1日以降、令和元年6月末までに発行された債券を対象に、発行体別年限別に記載

② 政府保証債の引受・販売体制

引受及び販売部署の概要 等

③ その他（債券販売に係る特筆すべき事項）

2 引受会社候補の選定等

(1) 引受会社候補の選定

応募者を対象に、当社にて審査を行い、引受会社候補を選定します。

(2) 引受会社の決定

引受会社候補を対象にイールドタッチ方式による入札を行い、引受会社を決定します。

方法は次のとおりです。

- i) 低い利回りの札から順に発行予定金額に達した利回り（以下、「落札最高利回り」）までを落札として、落札先を引受会社とします。
- ii) 落札最高利回りにおける応募札を全て落札すると、発行予定額を超過する場合は、落札最高利回りにおける応募額に応じて案分処理を行います。

また、落札額が最も多い引受会社1社を事務幹事とし、契約書作成等の事務を行っていただきます。落札額の最も多い引受会社が複数ある場合には、当社の定めた基準により決定します。

3 提出期限

令和元年9月20日（金） 17:00 必着

4 提出方法及び提出先

郵送又は持参によりご提出願います。

提出先：株式会社民間資金等活用事業推進機構 財務管理部

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル8階

5 その他重要事項

(1) 応札条件

- ① 応札義務 入札への応札
- ② 情報提供 入札日の前営業日の13時までに当社指定のインディケーションを提出。
落札者は、指定時刻までに販売状況報告書を提出。
- ③ 最低応札額 500億円の場合 80億円程度(500億円より少額の場合、同割合程度)
- ④ 応札上限額 発行予定額
- ⑤ 応札額一口の金額 10億円単位でその整数倍
- ⑥ 値幅制限 応札利回りの最低と最高の差は0.05%以内
- ⑦ 応札本数制限 最大10本
- ⑧ 応札利回りの刻み 0.001%

(2) 引受手数料

額面100円当たり26銭(税別)

(3) 留意事項

- ① 令和元年度中に当社が、政府保証国内債(8年債)を発行しない場合は、当該業務は発生しません。
- ② 引受会社候補に指定した場合でも、当社が引受会社候補として不適切と判断した場合には、引受会社候補としての資格を停止することがあります。

以上